

チームメンバーローテーションの 具体的な運用について

日本公認会計士協会

金融庁からのファームローテーション調査報告

第1次報告書(2017年7月)

- 会計監査の在り方に関する懇談会の提言において、監査人の独立性確保の観点から、監査法人のローテーション制度について、金融庁において深度ある調査・分析がなされるべきとされたことを受けて公表
- パートナーローテーションの有効性の検証
 - 「過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは、結果として、制度導入時に期待された効果を十分に発揮していなかったと考えられる」と指摘

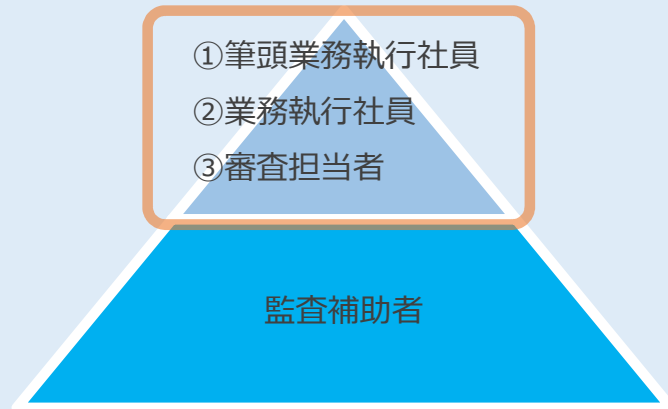
第2次報告書(2019年10月25日)

- パートナーローテーション等の実態調査
 - 1次報告では東芝事案のみの検証であったが、より一般的に、大手監査法人における運用実態を調査
 - 10年以上にわたり監査補助者として従事していた者が引き続き業務執行社員に就任する事例など、相当な長期間にわたり関与していた事例があったとの指摘
 - こうした事例については、長期に関与することで深度ある監査が行われる利点がある一方、独立性の確保（馴れ合い）や「新たな視点での会計監査」の観点から、適切に対処することが必要との指摘

チームメンバーのローテーション(全ての監査業務対象)

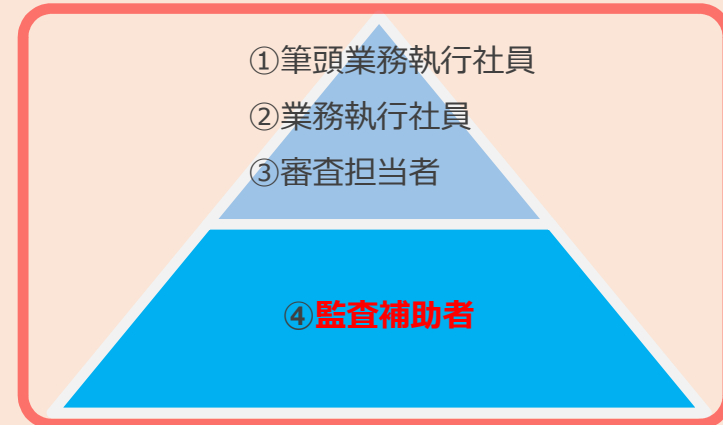
ローテーション対象

- ① 筆頭業務執行社員：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 業務執行社員：7-2年
- ③ 審査担当者：7-2年(大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)



ローテーション対象

- ① **7-5年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ② 同左
- ③ **7-3年** (大規模監査法人の上場会社監査は5-5年)
- ④ **監査補助者**：監査結果に与える影響力等を勘案した上で、必要に応じてローテーション



※ ①~③の年数規制は、大会社等（PIE）に対して適用される。大会社等以外の場合には、④と同様に、必要に応じてローテーション。

会長声明の公表（2019年10月25日）

監査人の独立性強化に向けたメッセージ

- 業務執行社員だけでなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う
「**チームメンバーのローテーション**」を2020年4月1日以後開始事業年度から適用
- 本規定の適切な運用により、「新たな視点（フレッシュアイ）」と「独立性」を確保しつつ、「十分な知識・経験」を活かした高品質な監査が可能となり、公益に資する

社会的影響度が特に高い会社の監査に関する上乘セルール (2020年2月会長通牒)

● 対象

- 時価総額 概ね5,000億円以上の上場会社
(資本市場に与える影響の度合いを考慮し、公益の観点から設定)

時価総額区分	企業数 (社)	時価総額合計 (百万円)	カバー率
1兆円以上	143	422,715,372	60.5 %
5000億円以上	271	512,642,437	73.4 %
3000億円以上	395	561,184,795	80.4 %
1000億円以上	802	631,729,614	90.5 %
1000億円未満含む合計	3,834	698,286,420	100.0 %

(時価総額算定日：2019年12月30日時点) 累計

● 内容

- 公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得る馴れ合い等が生じるおそれのある長期の関与は、**10年**
- 監査補助者が引き続き業務執行社員として関与する場合
 - 監査補助者としての関与期間を考慮して長期間の関与の判定を行う運用とする。
 - 馴れ合いの除去方法（セーフガード）は、ローテーションが最有効手段であることを示す。

● 経過措置

- 各監査法人の監査品質や人員計画等に及ぼす影響を考慮して実務上必要な経過措置を規定
 - 適用時期（2021年4月1日以後開始する事業年度から適用）
 - 既に就任している業務執行社員の取扱い

企業の監査役等の方へのメッセージ

監査基準委員会報告書260に従って監査人から独立性の説明を受ける際に、
チームメンバーのローテーションに関して、
このような運用がなされることをご理解ください

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」

15. 監査人は、独立性に関する指針に準拠して策定された監査事務所の方針及び手続に従い、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。
- 上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。
- (1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨
- (2) 次に掲げる事項
- ① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業間の関係及びその他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項
これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。
- ② 認識した独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準まで軽減するために講じられたセーフガード (A25項からA28項参照)